

京都市訓令甲第 10 号

庁 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成 26 年 3 月 31 日

京都市長 門 川 大 作

別表第 1 局長及び担当局長（文化市民局スポーツ担当局長、都市計画局土木技術担当局長及び建築技術担当局長並びに建設局防災・減災担当局長を除く。）の項中「及び担当局長」の右に「環境政策局ごみ減量担当局長」を加える。

別表第 1 担当部長並びにエネルギー政策部長及び京都創生推進部長の項中「及び京都創生推進部長」を「京都創生推進部長及び大学政策部長」に改める。

別表第 1 課長、副室長並びに課を置かない室の庶務を担当する課長（広報課長、政策調整第一課長、情報管理課長及び情報統計課長を含む。）及び担当課長の項中「政策調整第一課長」を「政策企画課長」に改める。

別表第 2 環境政策局長の項を次のように改める。

産業戦略監	(1) 担当事務に係る重要な事務事業の計画及び実施に関すること。
環境政策局 長	(1) 環境衛生指導員及び技術管理者の命免に関すること。 (2) 廃棄物の収集及び運搬に係る経費の支出決定に関すること。 (3) 1 件 80,000,000 円未満の不動産の買収及び補償の決定及び契約に関すること。
環境政策局 ごみ減量担 当局長	(1) 担当事務に係る重要な事務事業の計画及び実施に関すること。

別表第 2 循環企画課長の項中「循環企画課長」を「ごみ減量推進課長」に、「粗大ごみ」を「携帯電話端末、PHS 端末、デジタルカメラ、パソコンコンピュータ周辺機器その他の小型の電気機械器具のうち、その使用を終了したもの（以下「使用済小型家電」という。）」に改める。

別表第 2 まち美化推進課長の項第 2 号中「粗大ごみ」を「使用済小型家電」に改める。

別表第 2 総務事務センター長の項第 7 号中「及び電話」を「電話及び複写機による複写」に改める。

別表第2組織・人事担当局長の項第3号中「危機管理監、技監、企画監」を「産業戦略監、危機管理監、技術監理監」に改め、「広報監、情報政策監」及び「保健政策監」を削る。

別表第2生活福祉部長の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

別表第2子育て支援部長の項に次の1号を加える。

(6) 京都市保育所条例第4条第2項による入所定数の決定に関すること。

別表第2児童家庭課長の項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「児童扶養手当」を「児童手当、子ども手当及び児童扶養手当」に改め、同号を同項第3号とする。

別表第2すまいまちづくり課長の項に次の3号を加える。

(3) 土地区画整理法第76条による建築行為等の許可に関すること。

(4) 土地区画整理事業による登記に関すること。

(5) 土地区画整理地区内における公共施設予定地の一時掘削、軽易な使用及び現状変更の許可に関すること。

別表第2自転車政策課長の項中「自転車政策課長」を「自転車企画課長」に改める。

別表第2水と緑環境部長の項中「水と緑環境部長」を「みどり政策推進室長」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)